

# 学会誌編集規程

制 定：2017年10月15日  
最近改正：2024年11月4日

- 第1条 一般社団法人日本心理臨床学会（以下「本会」という。）の定款第4条に基づき、この規程を定める。
- 第2条 本会の学会誌名は、『心理臨床学研究』（欧文名：Journal of Japanese Clinical Psychology）、英語論文を掲載した学会誌名は“Online Journal of Japanese Clinical Psychology”とする。
- 第3条 『心理臨床学研究』は、当分の間、年1巻として6号に分けて、“Online Journal of Japanese Clinical Psychology”は、年1巻を発行する。
- 第4条 『心理臨床学研究』は、本会会員と、学会誌団体定期購読に関する規程に則って承認された団体に限定して頒布し、“Online Journal of Japanese Clinical Psychology”は、本会ホームページに掲載する。
- 第5条 学会誌には、本会の目的を達成するための心理臨床学にかかわる学術研究論文等を掲載する。
- 2 投稿論文の種別は、内容により以下のものに分けられる。
- 『心理臨床学研究』：原著論文（Original Article）、研究報告（Research Report）、展望論文（Review Article）である。
- “Online Journal of Japanese Clinical Psychology”：Original Article、Research Report、Review Articleである。
- 3 『心理臨床学研究』には前項の投稿論文以外に、巻頭言、特集、公募論文、書評及び職能・資格問題等に関する情報、学会通信等を掲載する。
- 4 前項の巻頭言、特集、書評の執筆者は、原則として学会誌編集委員会（以下「委員会」という）が選定する。
- 第6条 学会誌への投稿資格は、連名者も含め、本会の会員であり、年度会費を納入しているものとする。ただし、委員会からの依頼論文についてはこの限りではない。
- 第7条 投稿論文の原稿は、別に定める「執筆要項」に準拠しなければならない。
- 第8条 本誌に掲載された論文を無断で複製及び転載することを禁ずる。
- 第9条 投稿論文は編集委員会が審査し、掲載の可否を決定する。審査に際して委員会は、委員以外の本会会員、必要な場合には本会会員以外の専門家にも査読を委嘱することができる。査読協力者の氏名は、各巻最終号に掲載する。
- 第10条 学会誌の編集事務は、当分の間（株）誠信書房内『心理臨床学研究』編集委員会係に置く。
- 第11条 本規程の改廃は、理事会の審議を経て理事長が行う。

## 附 則

- 1 この規程は、2017年10月15日より発効する。

## 附 則

- 1 この規程は、2022年11月20日より発効する。

## 附 則

- 1 この規程は、2024年11月4日より発効する。